

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年第4回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年4月24日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時50分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：10人)		(欠席人数：7人)	
		1	川鍋 信一	6	高橋 公彦
		2	齋藤 千松	7	萩原 勝
		3	鈴木 宏	8	星野 治三郎
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄	15	(欠番)
		9	渡邊 幸夫	16	内田 高由
		10	山崎 勇喜	17	小久保 静夫
		11	伊藤 弘子	18	市川 大倫
		12	横井 貞夫	19	(欠番)
		13	折原 みち子		
事務局	(出席人数：5人)				
	農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ		
	農地振興担当主事 加藤 祐一				
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会)：公開 議案第2号農地法第4条(知事)：公開 議案第3号農地法第5条(知事)：公開 議案第4号春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開 議案第5号農用地利用配分計画に関する意見について：公開 議案第6号春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>川鍋 信一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>鈴木 宏</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1	川鍋 信一	3	鈴木 宏	4	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	1	川鍋 信一							
	3	鈴木 宏							
4	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第4回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員10名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>運営委員会を</p> <p>(1) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）（5月議案分）</p> <p>(2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）（4月議案分）</p> <p>(3) 農用地利用配分計画に関する意見について（回答）（4月議案分）</p> <p>書面の配布をもって行いました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案4件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案3件</p> <p>日程4 議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>日程5 議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」</p> <p>日程6 議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」の合計6議案となります。</p> <p>なお、日程1「農地法第3条（委員会）」の申請番号12番については、取下げのため欠番となります。日程2「農地法第4条（知事）」の申請番号5番については、議案書送付後に取下げとなったため、議案書からは削除し、欠番となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号1番川鍋信一委員、3番鈴木宏委員、議席番号4番水口健二委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与する</p>

ことができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。

それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。申請番号9番から11番、13番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条(委員会)」について、申請が4件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。

申請番号9番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号10番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号11番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号13番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づく農地中間管理機構による農地売買等事業となります。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号9番から11番、13番について、事務局より、

	<p>推進委員に代わり報告を求めます。</p> <p>事務局 推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。 申請番号9番について、令和2年4月7日農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。 申請番号10番について、令和2年4月16日農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。 申請番号11番について、令和2年4月9日農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。 申請番号13番について、令和2年4月13日農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番横井貞夫委員より申請番号9番から11番、13番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号9番から11番、13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号5番小川です。申請番号9番について、譲受人の経営面積についてですが、こちらは春日部市内の農地ですか。</p>
事務局	<p>譲受人の経営面積は春日部市内の農地及び春日部市に住所を有する方から借り受けた杉戸町内の農地となります。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p>

	(なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号9番から11番、13番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」について申請番号9番から11番、13番を許可と決しました。 次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号4番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条(知事)」について、許可申請が1件あったので、審議を求める。議案書の3頁をご覧ください。 申請番号4番について、転用計画は、申請人の経営する工務店の資材置場の移設です。案内図は9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は、東側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。
議長	次に、申請番号4番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。
事務局	推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。 申請番号4番について、令和2年4月13日推進委員が申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施し、農業委員と協議をしたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。
議長	次に議席番号13番折原みち子委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調

査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」について、申請番号4番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号18番から20番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号「農地法第5条(知事)」について、許可申請が3件あったので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。

申請番号18番について、申請法人は、船舶の設備の製造を営んでいます。

申請理由は、工場敷地が区画整理事業地で、老朽化した工場の建替、新たな測定用設備を換地先に建設することが困難であることから申請にいたったものです。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として塀を設置します。雨水は貯留層で一時処理後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金については、自己資金として移転元の土地売買契約書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、申請番号19番について、転用計画は、分家住宅を建築するためです。案内図15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地

転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、隣接農地を通して道路側溝に排水する計画です。その際、農地に配管を通す際の一時転用申請が未提出です。また、土地利用計画図において庭の広さの必要性が不明確です。資金については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

次に、申請番号20番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。申請理由は、物流倉庫を建築し、賃貸倉庫として貸し出しをするためです。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてフェンスを設置します。雨水は貯留層で一時処理後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金については自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出され、協議中です。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

議長

次に、申請番号19番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。
申請番号19番について、令和2年4月7日農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に議席番号13番折原みち子委員より申請番号18番から20番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号18番、20番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、

農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号19番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、先ほどの事務局の説明どおり、農地に配管を通す際の一時転用申請が必要なこと、土地利用計画図において庭の広さの必要性が不明確なこと、また、現地調査の結果、申請地が道路より50cm程度盛土されていて、県の現在の指導要綱と一致していないため、その経緯を明らかにする必要があるとの意見がでました。以上の3点については、不許可に関する要件とはならないため、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、先ほどの3点を明確にすることの意見を付すこととなりました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号19番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号18番、20番と、申請番号19番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号18番、20番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号18番、20番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号19番について、許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号19番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程4 議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書6頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。3月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>おはかりいたします。本案につきましては、計画番号3番から86番については、議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。これより質疑を求めます。計画番号1番、2番について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号1番、2番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」計画番号1番、2番を原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、計画番号3番から86番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号13番折原みち子委員退室をお願いします。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>

議長

休憩前に引き続き、会議を開会します。

これより質疑を求めます。申請番号3番から86番について、発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番から86番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号3番から86番を原案のとおり決定しました。

この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を開会します。

次に、日程5議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書15頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。3月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。

議長

おはかりいたします。本案につきましては、内牧地区1番から84番については、議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。幸松地区1番、2番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」幸松地区1番、2番を原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、内牧地区1番から84番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号13番折原みち子委員退室をお願いします。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。</p> <p>これより質疑を求めます。内牧地区1番から84番について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。内牧地区1番から84番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号「農用地利用配分計画に関する意見について」内牧地区1番から84番を原案のとおり決定しました。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。</p> <p>次に、日程6議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」について、議案書24頁をご覧ください。春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱について、</p>

改正したいので審議願います。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」を原案のとおり決定しました。

次に、日程7報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」
 日程8報告第2号「農地法第4条（届出）」
 日程9報告第3号「農地法第5条（届出）」
 日程10報告第4号「農地法第18条（通知）」
 日程11報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の37頁から43頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

次に、その他でございますが、春日部市長より、「春日部市都市再生協議会委員の推薦について」依頼がありました。都市計画審議委員と同一の委員の選出のため、山崎委員を推薦いたします。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、山崎委員を推薦いたします。ほかに、何かありますか。

(なしの声あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第4回総会を閉会いたします。

閉会（午前10時50分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番